

2018年5月23日

No. 18001

お客様各位

リコール対象のリチウム電池を含む貨物の取り扱いについて(国内貨物)

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

先日、あるメーカーのノートパソコンに使用されている一部のバッテリーパックが発火するという重大な製品事故があり、流通している該当機種 of ノートパソコンの大規模なリコールが発表されておりました。当該の製品に限らず**リコールの対象となったリチウム電池およびリチウム電池使用製品は、IATA 危険物規則の規定に基づき、航空貨物としての輸送が禁止となっています**のでご案内申し上げます。

今後とも、危険物規則に沿った航空貨物の輸送につき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

リコール対象のリチウム電池貨物の取扱い

IATA 危険物規則 特別規定 A154 の内容は以下の通りです。

A154 安全上の理由で製造者により欠陥品であると識別されたリチウム電池または損傷したリチウム電池、危険な熱の発生、出火あるいは短絡をもたらす可能性があるリチウム電池は輸送が禁止される(例えば、安全上の理由で製造者に戻されるもの)。

上記の規定に従い、**リコール対象となったリチウム電池を含む貨物の受託・輸送はできかねます**ので、輸送ご依頼の際には充分にご注意いただきますようお願いいたします。

以上